

造林事業仕様書

【令和5年度檜原・万場地区造林（下刈外1）請負事業】

群馬森林管理署

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

- 造林事業請負標準仕様書
- 造林事業請負実行管理基準
- 関東森林管理局造林事業仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

特記事項

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする。

（CSF 感染拡大防止対策）

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

（作業種ごとの特記仕様）

下刈作業にあたっては「下刈特記仕様書」、獣害防除（忌避剤散布）作業にあたっては「忌避剤散布特記仕様書」のとおりとする。

（その他）

現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議の上、指示に基づき作業すること。

別紙

下 刈 特 記 仕 様 書

下刈作業においての作業期間は、以下のとおりとする。

- ・ 35は林小班、38ろ林小班、43と1林小班、43と2林小班、65へ林小班については、令和5年6月1日から令和5年9月29日までとする。
- ・ 35あ1林小班については、令和5年10月1日から令和5年11月15日までとする。

忌避剤散布特記仕様書

1. 忌避剤の仕様

(1) 性 状 類白色水和性粘調懸濁液体

(2) 有効成分 ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルジチオカーバメイト

(3) 効果

ア) ノウサギ・カモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。

イ) 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出が無く散布した部分の食害を長期にわたって防止する。

ウ) 味覚刺激による食害減退効果がある。

(4) 安全性

ア) 毒物分類 普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）

イ) 魚 毒 性 C類

散布された忌避剤が河川湖沼海域および養魚場に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液並びに使用後の空き袋は、河川などに流さず地下水を汚染するおそれのない場所を選び土中に埋没するなど安全な方法で処理する

2. 忌避剤の散布内訳

植栽 樹種	適用害獣名	原液量 (ℓ)	希釈倍率	総散布量 (ℓ)	植栽木1本 当たり使用量 (mℓ)	対象 林小班等
スギ・カラマツ	ニホンジカ・カモシカ	15.00	3倍	45.00	10.0	43と1
カラマツ	ニホンジカ・カモシカ	5.60	3倍	16.8	10.0	43と2

※植栽木1本当たり使用量は、原液の数量とする。

3. 忌避剤の購入

獣害防除資材は請負者が購入し、設置前に監督職員立ち会いのもと、品質・規格・数量等の確認を受けること。

4. その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。

(2) 散布後、余分な忌避剤が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。